令 和 5 年

第 1 回定例会議案

北 海 道 恵 庭 市

議案第１号

恵庭市公平委員会委員の選任の同意について

地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、恵庭市公平委員会委員を次のとおり選任したいので同意を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

〔氏　　名〕　野　口　宗　英

〔住　　所〕　[redacted]

〔生年月日〕　[redacted]

参考資料

公平委員会委員の選任

退任となる委員

氏　　名	野　口　宗　英	生年月日	[redacted]
住　　所	[redacted]		
任　　期	自　平成３１年４月１日　～　至　令和５年３月３１日		
退任理由	任期満了		

選任する委員（再任）

氏　　名	野　口　宗　英	生年月日	[redacted]
住　　所	[redacted]		
任　　期	自　令和５年４月１日　～　至　令和９年３月３１日		
最終学歴	[redacted]		

＜公職歴＞

平成１６年　６月 ～ 現在　　公平委員会委員

＜職　歴＞

平成１１年　６月 ～ 現在　　本誓寺　住職

根拠法令	地方公務員法
委員数	３人
任期	４年
資格要件	委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
禁止事項等	委員の選任については、そのうちの２人が、同一の政党に属する者となることとなってはならない。

議案第２号

恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例

（趣旨）

第１条　この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成１５年政令第５０７号）で使用する用語の例による。

２　この条例において「実施機関」とは、市長（水道事業及び下水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。以下同じ。）、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

（開示決定等の期限）

第３条　法第８３条第１項の規定にかかわらず、開示決定等は、開示請求があった日の翌日から起算して１４日以内にしなければならない。ただし、法第７７条第３項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

２　前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

（開示決定等の期限の特例）

第４条　法第８４条及び前条の規定にかかわらず、開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があった日から４４日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合には、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第１項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条の規定を適用する旨及びその理由

(2)　残りの保有個人情報について開示決定等をする期限

（開示請求に係る手数料）

第５条　法第８９条第２項の規定により納付しなければならない開示請求に係る手数料の額は、無料とする。

２　法第８７条第１項の規定により保有個人情報の写しの交付を受ける者は、実費の範囲内において当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

（審査会への諮問）

第６条　実施機関は、次のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１９年条例第５号）第１条に規定する恵庭市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる。

(1)　この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合

(2)　法第６６条第１項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3)　前２号の場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を

定めようとする場合

（運用状況の公表）

第７条　市長は年１回、各実施機関における法及びこの条例の運用状況を取りまとめ、公表しなければならない。

（委任）

第８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（恵庭市個人情報保護条例の廃止）

第２条　恵庭市個人情報保護条例（平成９年条例第１号。以下「旧条例」という。）は、廃止する。

（経過措置）

第３条　次に掲げる者に係る旧条例第３条第２項の職務又は旧条例第１２条第３項の事務に関して知り得た旧条例第２条第３号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(1)　前条の規定の施行の際現に旧条例第２条第１号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又は前条の規定の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、同条の規定の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2)　前条の規定の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた業務に従事していた者

２　前条の規定の施行の日前に旧条例第１３条、第１９条又は第１９条の２の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

議案第３号

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例

（恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第１条　恵庭市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１９年条例第５号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(設置) 第１条　恵庭市情報公開条例(平成６年条例第18号)第 19 条の規定及び恵庭市個人情報保護条例(平成９年条例第１号)第 26 条 の規定によ	(設置) 第１条　恵庭市情報公開条例(平成６年条例第18号)第 19 条の規定、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)第 105 条第３項において準用する同条第 1 項及び恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和　年条例第　号。以下「法施行条例」という。)第 6 条の規定並びに恵庭市議会個人情報の保護に関する条例(令和　年条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。)第 45 条及び第 50 条の規定によ

現行	改正案
り、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。	り、恵庭市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)を置く。
(所掌事務) 第１条の２　審査会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)　(略) (2)　恵庭市個人情報保護条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。 (3)　(略) (4)　前３号に掲げるもののほか、市長の諮問に応じ、市の情報公開制度及び個人情報保護制度について調査審議すること。	(所掌事務) 第１条の２　審査会は、次に掲げる事項を所掌する。 (1)　(略) (2)　個人情報保護法の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。 (3)　法施行条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。 (4)　議会個人情報保護条例の規定によりその権限に属せられた事項を処理すること。 (5)　(略) (6)　前５号に掲げるもののほか、市長又は議長の諮問に応じ、市の情報公開制度及び個人情報保護制度について調査審議すること。
第２条～第４条　(略)	第２条～第４条　(略)
(意見の陳述) 第４条の２　審査会は、恵庭市情報公開条例第15条及び恵庭市個人情報保護条例第24条の規定により諮問される審査請求の審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第４項に規定する参加人をいう。)から申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。 2～5　(略)	(意見の陳述) 第４条の２　審査会は、恵庭市情報公開条例第15条、個人情報保護法第105条第１項及び議会個人情報保護条例第45条の規定により諮問される審査請求の審査を行うため必要があると認めるときは、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第４項に規定する参加人をいう。)から申立てがあった場合には、当該申立てをした者(以下「申立人」という。)に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、当該申立人の所在その他の事情により当該意見を述べる機会を与えることが困難であると認められる場合は、この限りでない。 2～5　(略)
第５条・第６条　(略)	第５条・第６条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（恵庭市債権管理条例の一部改正）

第２条　恵庭市債権管理条例（平成２５年条例第３５号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第５条　(略) (滞納者に関する情報) 第６条　市長は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、第 9 条から第 15 条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資する事項として、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無(滞納がある場合は、その滞納している額を含む。)及び市長が行った措置等の情報を実施機関(恵庭市個人情報保護条例(平成９年条例第１号)第２条第１号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に規定する実施機関＿＿＿＿をいう。以下この条において同じ。)内部において利用することができる。 2～4　(略) 第７条～第 16 条　(略)	第１条～第５条　(略) (滞納者に関する情報) 第６条　市長は、市の債権について履行期限までに履行されない場合において、第 9 条から第 15 条までの規定又はこれらの規定に相当する法令若しくは他の条例の規定に基づく措置又は処分(以下この項において「措置等」という。)の判断に資する事項として、当該債務者の当該市の債権以外の市の債権に係る滞納の有無(滞納がある場合は、その滞納している額を含む。)及び市長が行った措置等の情報を実施機関(恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和　年条例第　号)第２条第２項に規定する実施機関及び議会をいう。以下この条において同じ。)内部において利用することができる。 2～4　(略) 第７条～第 16 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

（恵庭市暴力団排除条例の一部改正）

第３条　恵庭市暴力団排除条例（平成２６年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第 13 条　(略) (個人情報の収集及び提供) 第 14 条　恵庭市個人情報保護条例(平成 9 年条例第１号)第２条第１号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に規定する実施機関＿＿＿＿は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(同条第３号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)を収集することができる。	第１条～第 13 条　(略) (個人情報の収集及び提供) 第 14 条　恵庭市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和　年条例第　号)第２条第２項に規定する実施機関及び議会は、この条例に基づき暴力団の排除を図ることを目的として、必要かつ最小限の範囲内で個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)第２条に規定する個人情報をいう。次項において同じ。)を収集することができる。

現行	改正案
2　(略) 第15条　(略)	2　(略) 第15条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第４号

恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成１９年条例第６号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
恵庭市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例 （目的） 第１条　この条例は、市の機関等に係る申請、届出その他の手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、市民の利便性の向上を図り、もって行政運営の簡素化及び効率化に資することを目的とする。 （定義）	恵庭市情報通信技術を活用した行政の推進　　に関する条例 （目的） 第１条　この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進について、情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。 （定義）

現行	改正案
第 2 条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　(略) (3)　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等　人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4)・(5)　(略) (6)　申請等　申請、届出その他条例等の規定に基づき、市の機関等に対して行われる通知をいう。 (7)　処分通知等　処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他条例等の規定に基づき、市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。 (8)～(10)　(略)	第 2 条　この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)・(2)　(略) (3)　書面等　書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。 (4)・(5)　(略) (6)　申請等　申請、届出その他条例等の規定に基づき、市の機関等に対して行われる通知をいう。この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。 (7)　処分通知等　処分(行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。)の通知その他条例等の規定に基づき、市の機関等が行う通知(不特定の者に対して行うものを除く。)をいう。この場合において、経由機関(条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。)があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。 (8)～(10)　(略)

現行	改正案
(電子情報処理組織による申請等) 第３条　市の機関等は、申請等のうち、当該申請等に関する他の条例等の規定により　書面等により行うこととしているもの　　については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が定めるところにより、　電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と申請等をする者又は処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用して行わせる　　ことができる。 ２　前項の規定　　により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した申請等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、　　当該申請等に関する条例等の規定を適用する。 ３　第１項の規定　　により行われた申請等は、同項の　　市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該市の機関等に到達したものとみなす。 ４　第１項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により　署名等をすることとしているもの　　については、当該条例等の規定にかかわらず、　　氏名又は名称を明らかにする措置であって、市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。 ５　条例等の規定により同一内容の書面等を複数	(電子情報処理組織による申請等) 第３条　　申請等のうち_当該申請等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織(市の機関等の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)とその手続等の相手方　　の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。)を使用する方法により行うことができる。 ２　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等については、当該申請等に関する他の条例等の規定に規定する方法　　により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該申請等に関する条例等の規定を適用する。 ３　第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた申請等は、当該申請等を受ける市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に_当該市の機関等に到達したものとみなす。 ４　申請等のうち　　当該申請等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第２条第７項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で　　定めるものをもって代える　　ことができる。 ５　申請等のうち当該申請等に関する他の条例等

現行	改正案
必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第 1 項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。	の規定において手数料、使用料その他の収入金(以下「手数料等」という。)の納付の方法が規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料等の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができる。
6　第 1 項の場合において、市の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等その他の有体物を提示することとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、書面等その他の有体物を確認する措置であって、市の機関が定めるものをもって当該提示に代えさせることができる。	6　申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第 6 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 5 項までにおいて同じ。)」とする。
(電子情報処理組織による処分通知等) 第 4 条　市の機関等は、処分通知等のうち、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。	(電子情報処理組織による処分通知等) 第 4 条　処分通知等のうち_当該処分通知等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、規則で定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の規則で定める方式による表示をする場合に限る。
2　前項の規定により行われた処分通知等については、当該処分通知等を書面等により行うものとして規定した	2　前項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等については、当該処分通知等に関する他の条例

現行	改正案
処分通知等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。	等の規定に規定する方法により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該処分通知等に関する条例等の規定を適用する。
3　第１項の規定により行われた処分通知等は、同項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。	3　第１項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた処分通知等は、当該処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
4　第１項の場合において、市の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等をすることとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。	4　処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。
5　市の機関等は、処分通知等に関する他の条例等の規定により、第１項の規定により行われた処分通知等に係る書面等を返付(返還、返納その他の処分通知等に係る書面等の効力が失われたことに伴い、当該書面等を市の機関等に提出する行為をいう。)することとしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、当該処分通知等に係る電磁的記録をその所有者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから消去する等の措置であって、市の機関が定めるものをもって当該返付に代えさせることができる。	5　処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第 1 項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第 2 項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等(第 5 項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第 4 項までにおいて同じ。)」とする。
(電磁的記録による縦覧等)	(電磁的記録による縦覧等)
第５条　市の機関等は、縦覧等のうち、当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等	第５条　縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているもの(申請等

現行	改正案
に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。	に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で　　定めるところにより、　　当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により　　行うことができる。
2　前項の規定　　により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、　　当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。	2　前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類により行われた縦覧等については、当該縦覧等に関する他の条例等　　の規定により　　書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。
(電磁的記録による作成等)	(電磁的記録による作成等)
第６条　市の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により　書面等により行うこととしているもの　　については、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関が定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。	第６条　　作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定において書面等により行うことが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で　定めるところにより、　　当該書面等に係る電磁的記録により　　行うことができる。
2　前項の規定　　により行われた作成等については、当該作成等を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する書面等により行われたものとみなして、　　当該作成等に関する条例等の規定を適用する。	2　前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関する他の条例等　　の規定により　　書面等により行われたものとみなして、当該条例等その他の当該作成等に関する条例等の規定を適用する。
3　第１項の場合において、市の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により　署名等をすることとしているもの　　については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって、市の機関が定めるものをもって当該署名等に代えることができる。	3　作成等のうち　　当該作成等に関する他の条例等の規定において署名等をすることが規定されているものを第１項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等については、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で　　定めるものをもって　　代えることができる。
	(適用除外)

現行	改正案
	第７条　次に掲げる手続等については、第３条から前条までの規定は、適用しない。 (1)　手続等のうち、申請等に係る事項に虚偽がないかどうかを対面により確認する必要があること、許可証その他の処分通知等に係る書面等を事業所に備え付ける必要があることその他の事由により当該手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが適当でないものとして規則で定めるもの (2)　手続等のうち当該手続等に関する他の条例等の規定において電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行うことが規定されているもの(第３条第１項、第４条第１項、第５条第１項又は前条第１項の規定に基づき行うことが規定されているものを除く。) (添付書面等の省略) 第８条　申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。
(市の手続等に係る情報システムの整備等) 第７条　市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進を図るため、情報システムの整備その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	(市の機関等による情報システムの整備等) 第９条　市の機関等は，情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該市の機関等の情報システムの整備その他の情報通信技術を活用した行政の推進を図るために必要な施策を

現行	改正案
	講ずるよう努めなければならない。
2　市は、前項の措置を講ずるに当たっては、情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するよう努めなければならない。	2　市の機関等は、前項の規定による情報システムの整備に当たっては、当該情報システムの安全性及び信頼性を確保するために必要な措置を講じなければならない。
3　市は、市の機関等に係る手続等における情報通信の技術の利用の推進に当たっては、当該手続等の簡素化又は合理化を図るよう努めなければならない。	3　市の機関等は、第１項の規定による情報システムの整備に当たっては、これと併せて、当該情報システムを利用して行われる手続等及びこれに関連する事務の簡素化又は合理化その他の見直しを行うよう努めなければならない。
(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)	(情報通信技術を活用した行政の推進　に関する状況の公表)
第 8 条　市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる手続等における情報通信の技術の利用に関する状況を取りまとめ、少なくとも毎年度１回、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。	第 10 条　市長は、市の機関等が電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信技術を活用した行政の推進に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により随時公表するものとする。
(市の機関への委任)	(　　委任)
第 9 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の機関が定める。	第 11 条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で　　定める。

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の恵庭市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（以下「新条例」という。）第３条及び第４条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第２条第６号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第２条第７号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の恵庭市行政手続等における情報通信の技術

の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第２条第６号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第２条第７号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に旧条例第５条又は第６条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第５条又は第６条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

議案第５号

恵庭市手数料徴収条例の一部改正について

恵庭市手数料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市手数料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市手数料徴収条例（平成１２年条例第１０号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="5">現行</th><th colspan="5">改正案</th></tr>
<tr><td colspan="5">第１条～第７条　(略)

別表(第２条関係)</td><td colspan="5">第１条～第７条　(略)

別表(第２条関係)</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">種類</td><td colspan="2">金額</td><td rowspan="2">備考</td><td colspan="2" rowspan="2">種類</td><td colspan="2">金額</td><td rowspan="2">備考</td></tr>
<tr><td>単位</td><td>額</td><td>単位</td><td>額</td></tr>
<tr><td colspan="5">(略)</td><td colspan="5">(略)</td></tr>
<tr><td>建築関係</td><td colspan="4">(略)</td><td>建築関係</td><td colspan="4">(略)</td></tr>
<tr><td>建築関係</td><td>低炭素建築物新築等計画認定</td><td>1戸</td><td>ア　住戸を単位として認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(ア)　1戸のも</td><td>都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第</td><td>建築関係</td><td>低炭素建築物新築等計画認定</td><td>1戸</td><td>ア　一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価</td><td>1　都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第</td></tr>
</table>

現行	改正案
の 3 万7,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円) (イ) 2戸以上5 戸以下のもの 7 万5,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1 万円) (ウ) 6戸以上10 戸以下のもの 10 万6,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1 万7,000 円) (エ) 11 戸以上のもの 14 万 9,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2 万9,000 円) イ 住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 床面積の合計が300 平方メートル以下のもの 24 万 9,000 円(評価機関審	84 号) 第54 条第 2 項の規定による申出をする場合には、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した額を徴収する。
受けた場合にあっては、5,000 円) (ア) (イ)に掲げる場合以外の場合 3 万 7,000 円 (イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28 年経済産業省・国土交通省令第1 号。以下「省令」という。)第10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合 1 万7,000 円 イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が 1 戸のものを除く。)の住宅部分の認定を申請する場合(ウに掲げる場合を除く。) 当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の	84 号) 第53 条第 1 項の規定による申出をする場合には、建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額を徴収する。 2 共同住宅等の建築物に係るこの項のイ(ア)及びイ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該イ(ア)の申

現行	改正案
査を受けた場合にあっては、1万円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 40万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)	住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額) (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの 7万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万円) b 住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの 10万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万7,000円) c 住宅の戸数が11戸以上のもの 14万9,000円(評価機	請に係る手数料は、徴収しない。 3 共同住宅等の建築物に係るこの項のウ(ア)及びウ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該ウ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。 4 複合建築物に係るこの項のア及びエ又はイ及びエ又はウ及びエの

現行	改正案
	関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円) (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 7万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 10万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万7,000円) ウ 省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等(共同住宅、長屋その他	認定を同時に申請する場合は、当該ア又はイ又はウの申請に係る手数料は、徴収しない。 5 法第54条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額と

現行	改正案
	の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。)の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が 1 戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合　当該申請に係る 1 棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額) (ア)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　住宅の戸数が 2 戸以上 5 戸以下のもの　3 万 3,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1 万円) b　住宅の戸数が 6
	する。

現行	改正案
	戸以上10戸以下のもの　4万　8,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万7,000円) c　住宅の戸数が11戸以上のもの　6万　9,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円) (イ)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　3万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万円) b　床面積の合計が300平方

現行	改正案
	メートルを超えるもの　4万 8,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万7,000円) エ　住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　(イ)に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　24万9,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条

現行	改正案
	第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術審査（以下「判定機関審査」という。）を受けた場合にあっては、1万円） b　床面積の合計が300平方メートルを超えるもの　40万　3,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、2万　9,000円） （イ）　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法(建物の用途ごとに建物の形状、室の用途の構成等を仮定したモデルとなる建築物に対して、当該申請に係る建築物に導入される外皮及び設備の仕様を適

現行					改正案				
								用し、当該モデルとなる建物についてエネルギーの使用の効率性その他の性能を計算する方法をいう。)で計算して認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　8万6,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、1万円) b　床面積の合計が300平方メートルを超えるもの　14万5,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、2万9,000円)	
	低炭素建築物新築	1戸	ア　工事の着手予定時期及び	都市の		低炭素建築物新築	1戸	ア　工事の着手予定時期及び	1　都市の

現行	改正案
等計画変更認定 完了予定時期の変更のみの場合　1 戸又は 1 棟につき 1,000 円 イ　住戸を単位として変更認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る 1 棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　1 戸のもの　1 万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2,000 円) (イ)　2 戸以上 5 戸以下のもの　2 万 1,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000 円) (ウ)　6 戸以上 10 戸以下のもの　3 万 1,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、8,000 円) (エ)　11 戸以上のもの　4 万 4,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1 万 4,000 円) ウ　住宅以外の用途に供する一の建築物を	炭素化の促進に関する法律第 54 条第 2 項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を算出した額に加算した金額を徴収する。
等計画変更認定 完了予定時期の変更のみの場合　1 棟につき 1,000 円 イ　一戸建ての住宅は複合建築物(住宅の戸数が 1 戸のものに限る。)の住宅部分の変更認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあっては、2,000 円) (ア)　(イ)に掲げる場合以外の場合　1 万円 (イ)　省令第 10 条第 2 号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合　5,000 円 ウ　共同住宅等の用途に供する建築物又は	炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定による申出をする場合にあっては、建築物に関する確認に係る手数料の額を算出した額に加算した金額を徴収する。 2　共同住宅等の建築物に係るこの項のウ(ア)及びウ(イ)の認定を同時に申請する

現行	改正案
単位として認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る１棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　12万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円) (イ)　床面積の合計が300平方メートルを超えるもの　20万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万4,000円)	複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の変更認定を申請する場合(エに掲げる場合を除く。)当該申請に係る１棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額) (ア)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　住宅の戸数が2戸以上5戸以下のもの　2万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円) b　住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの　3	場合は、当該ウ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。 3　共同住宅等の建築物に係るこの項のエ(ア)及びエ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該エ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。 4　複合建築物に係るこの項のイ及びオ又はウ

現行	改正案
	万 1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、8,000円) c 住宅の戸数が11戸以上のもの 4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万 4,000円) (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 2万1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000万円) b 床面積の合計が300平方メートルを超える	及びオ又はエ及びオの認定を同時に申請する場合は、当該イ又はウ又はエの申請に係る手数料は、徴収しない。 5 法第55条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に

現行	改正案
	もの　3万　1,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、8,000円) エ　省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る変更認定を申請する場合当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額) (ア)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　住宅の戸数が2戸以上5戸以下の	建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。

現行	改正案
	もの　1万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、5,000円) b　住宅の戸数が6戸以上10戸以下のもの　1万　6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、8,000円) c　住宅の戸数が11戸以上のもの　2万　4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万4,000円) (イ)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　1万円(評価機

現行	改正案
	関審査を受けた場合にあっては、5,000円) b　床面積の合計が300平方メートルを超えるもの　1万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、8,000円) オ　住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　(イ)に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　12万円(判定機関審査を

現行	改正案
	受けた場合にあっては、5,000円) b　床面積の合計が300平方メートルを超えるもの　20万1,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、1万4,000円 (イ)　当該申請に係る建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能をモデル建物法で計算して変更認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　4万3,000円(判定機関審査を受けた場合にあって

現行				改正案			
							は、5,000円) b　床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの　7万　2,000円（判定機関審査を受けた場合にあっては、1万　4,000円）
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件	ア　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下「省令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号イに適合するかどうかの判定を受ける場合　次に掲げる当該判定に係る 1 棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)・(イ)　(略) イ・ウ　(略)		建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1件	ア　省令第 1 条第 1 項第 1 号イに適合するかどうかの判定を受ける場合　次に掲げる当該判定に係る 1 棟の建築物のうち住宅以外の用途に供する部分(増築又は改築の場合にあっては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)(エネルギー消費性能の算定の対象に該当しない部分を除く。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 (ア)・(イ)　(略) イ・ウ　(略)	

現行				改正案			
(略)				(略)			
建築物エネルギー消費性能向上計画認定	1件	ア　住戸を単位として認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　住宅の戸数が1戸のもの　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が200平方メートル以下のもの　3万8,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円) b　床面積の合計が200平メートルを超えるもの　4万3,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円) (イ)　住宅の戸数が2戸以上4戸以	1　同一の建築物に係るこの項のア及びイの認定を同時に申請する場合は、当該アの申請に係る手数料は、徴収しない。 2　住宅(共同住宅を除く。)の用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有す	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	1件	ア　一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円) (ア)　(イ)に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が200平方メートル以下のもの　3万8,000円 b　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　4万3,000円 (イ)　省令第10条第2号イ(2)及びロ	1　共同住宅等の建築物に係るこの項のイ(ア)及びイ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該イ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。 2　共同住宅等の建築物に係るこの項のウ(ア)及びウ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当

現行	改正案
下のもの　7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) (ウ)　住宅の戸数が5戸以上のもの　12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円 イ　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合　ア(イ)及び(ウ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれア(イ)及び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に	る一の建築物を単位として認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のア及びウに規定する金額を合計した金額とする。 3　共同住宅の用途に供する部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として
(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る認定を申請する場合　次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が200平方メートル以下のもの　2万円 b　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　2万1,000円 イ　共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の認定を申請する場合(ウに掲げる場合を除く。)　当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分	該ウ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。 3　複合建に係るこの項のア及びエ又はイ及びエ又はウ及びエの認定を同時に申請する場合は、当該

現行	改正案
係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額 (ア) 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円	認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のイ及びウに規定する金額を合計した金額とする。 4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこの項のアの認定を同時に申請するときは、当該アの申請に係る手数料は、徴収
について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住宅以外の部分を有さない建築物又は省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(ア)に定める金額 (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じそれぞれ次に定める金額 a 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) b 住宅の戸数が5戸以上のもの 12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円) (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住	ア又はイ又はウの申請に係る手数料は、徴収しない。 4 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加

現行	改正案
しない。 5 法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。 ウ　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位として認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　当該申請に係る建築物のエネルギー消費	宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　7万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000) b　床面積の合計が300平方メートルを超えるのもの　12万6,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円) ウ　省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る認定を申請する場合　当該申請に係る	算した金額とする。

現行	改正案
性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 24万7,000円(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関による技術的審査(以下「判定機関審査」という。)を受けた場合にあっては、1万1,000円) b 床面積の合計が	1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額) (ア) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの 3万5,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) b 住宅の戸数が5戸以上のもの 5万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円) (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住

現行	改正案
300 平方メートルを超えるもの 39万 9,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円) (イ) 当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300 平方メートル以下のもの 9万5,000 円(判定機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) b 床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの 15万 9,000	宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300 平方メートル以下のもの 3万5,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) b 床面積の合計が300 平方メートルを超えるのもの 5万9,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円

現行	改正案
円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円	エ　住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　24万7,000円(判定機関審査を受

現行	改正案
	けた場合にあっては、1 万1,000 円) b　床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの　39 万 9,000 円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3 万円) (イ)　省令第10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300 平方メートル以下のもの　9 万5,000 円(判定機関審査を受けた場合

現行					改正案				
								にあっては、1万1,000円) b　床面積の合計が300平方メートルを超えるもの　15万9,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円)	
	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	1件	ア　工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合　1戸又は1棟につき、1,000円 イ　住戸を単位として変更認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の住宅の当該申請の対象である戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　住宅の戸数が1戸のもの　次に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が200平方メートル以下のもの　2万2,000円	1　同一の建築物に係るこの項のイ及びウの認定を同時に申請する場合は、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 2　住宅(共同住宅を除く。)の		建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定	1件	ア　工事の着手予定時期及び完了予定時期の変更のみの場合　1棟につき、1,000円 イ　一戸建ての住宅又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものに限る。)の住宅部分の変更認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円) (ア)　(イ)に掲げる場合以外の場合　次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に	1　共同住宅等の建築物に係るこの項のウ(ア)及びウ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該ウ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。 2　共同住宅等の建築物に係

現行	改正案
(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円) b　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　2万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、6,000円) (イ)　住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの　4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) (ウ)　住宅の戸数が5戸以上のもの　7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円) 用途に供する部分及び共同住宅以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれ変更の部分につきこの項のイ及びエに規定する金額を合計した金額とする。 3　共同住宅の用途に供する	応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が200平方メートル以下のもの　2万2,000円 b　床面積の合計が200平方メートルを超えるもの　2万4,000円 (イ)　省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分に係る変更認定を申請する場合　次に掲げる当該申請の対象である一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が200平方メートル以下のもの　1万3,000円 b　床面積の合計が200平方 3　複合建築物に係るこの項のエ(ア)及びエ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該エ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。 るこの項のエ(ア)及びエ(イ)の認定を同時に申請する場合は、当該エ(ア)の申請に係る手数料は、徴収しない。

現行	改正案
部分及びそれ以外の用途に供する部分を有する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合は、それぞれの部分につきこの項のウ及びエに規定する金額を合計した金額とする。 4 イ又はウの場合において、同一の建築物に係るこ	のイ及びオ又はウ及びオ又はエ及びオの認定を同時に申請する場合は、当該イ又はウ又はオの申請に係る手数料は、徴収しない。 4 法第36条第2項において準用する法第34条第2
ウ　共同住宅の用途に供する一の建築物を単位として変更認定を申請する場合　イ(イ)及び(ウ)に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の戸数の区分に応じ、それぞれイ(イ)及び(ウ)に定める金額に、次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を加えた金額 (ア)　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) (イ)　床面積の合300平方メートルを超えるもの　7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万	メートルを超えるもの　1万4,000円 ウ　共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の変更認定を申請する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物又は省令第14条第2項第2号に掲げる住宅にあっては、(ア)に定める金額) (ア)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの　4万4,000

現行	改正案
3,000円) の項のイの変更認定を同時に申請するときは、当該イの申請に係る手数料は、徴収しない。 5 法第36条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出をする場合にあっては、この項	円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) b 住宅の戸数が5戸以上のもの 7万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円 (イ) 次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 4万4,000円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) b 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 7万4,000 項の規定による申出をする場合にあっては、この項に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。

現行	改正案
に規定する金額に建築物に関する確認に係る手数料の額を加算した金額とする。 エ　住宅以外の用途に供する一の建築物を単位とし変更認定を申請する場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア)　当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の変更認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300平方メートル以下のもの　12万9,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、1万1,000円) b　床面積の合計が	円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万3,000円) エ　省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分に係る変更認定を申請する場合　当該申請に係る1棟の建築物の共同住宅等又は複合建築物の住宅部分について、(ア)に定める金額に(イ)に定める金額を加えた金額(住戸以外の部分を有さない建築物にあっては、(ア)に定める金額) (ア)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等又は複合建築物の住宅部分の戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　住宅の戸数が2戸以上4戸以下のもの　2万3,000

現行	改正案
300 平方メートルを超えるもの　21万 4,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円) (イ)　当該申請に係る建築物のエネルギー消費性能が省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の変更認定を申請する場合　次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300 平方メートル以下のもの　5万 3,000 円(判定機関審査を受けた場合にあっては、1万 1,000円) b　床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの　9万 4,000	円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万 1,000円) b　住宅の戸数が 5戸以上のもの　4万円(評価機関審査を受けた場合にあっては、2万 3,000円) (イ)　次に掲げる当該申請の対象である共同住宅等の住戸以外又は複合建築物の住宅部分の住戸以外の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300 平方メートル以下のもの　2万 3,000 円(評価機関審査を受けた場合にあっては、1万 1,000円) b　床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの　4万円(評価

現行	改正案
円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円)	機関審査を受けた場合にあっては、2万 3,000円) オ 住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分の変更認定を申請する場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (ア) 省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合 次に掲げる当該申請に係る1棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 12万9,000円(判定機関審査を受けた場合

現行	改正案
	にあっては、1 万1,000 円) b　床面積の合計が300 平方メートルを超えるもの　21 万　4,000 円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3 万円) (イ)　省令第10 条第 1 号イ(2)及びロ(2)に適合している住宅以外の用途に供する建築物又は複合建築物の非住宅部分に係る変更認定を申請する場合次に掲げる当該申請に係る 1 棟の建築物又は複合建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a　床面積の合計が300 平方メートル以下のもの　5 万3,000 円(判定機関審査を受けた場合にあって

現行	改正案
(略)	は、1万1,000円) b　床面積の合計が300平方メートルを超えるもの　9万4,000円(判定機関審査を受けた場合にあっては、3万円) (略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第６号

恵庭市国民健康保険税条例の一部改正について

恵庭市国民健康保険税条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

恵庭市国民健康保険税条例（昭和５１年条例第９号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条　(略)	第１条　(略)
(課税額)	(課税額)
第２条　(略)	第２条　(略)
2　前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 63 万円を超える場合においては、基礎課税額は、63 万円とする。	2　前項第１号の基礎課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 65 万円を超える場合においては、基礎課税額は、65 万円とする。
3　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 19 万円を超える場合においては、後期高齢者	3　第１項第２号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第２項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が 20 万円を超える場合においては、後期高齢者

現行	改正案
支援金等課税額は、19万円とする。 4 (略) 第3条～第20条 (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 63 万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 19 万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2 (略) 第21条の2～第26条 (略)	支援金等課税額は、20万円とする。 4 (略) 第3条～第20条 (略) (国民健康保険税の減額) 第21条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 65 万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が 20 万円を超える場合には、20万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1)～(3) (略) 2 (略) 第21条の2～第26条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の恵庭市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第７号

恵庭市体育施設条例の一部改正について

恵庭市体育施設条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市体育施設条例の一部を改正する条例

恵庭市体育施設条例（平成１７年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>第１条　(略)

(名称及び位置)
第２条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>島松体育館</td><td>恵庭市南島松389番地３</td></tr><tr><td>駒場体育館</td><td>恵庭市駒場町３丁目３番15号</td></tr><tr><td>福住屋内運動広場</td><td>恵庭市福住町１丁目21番24</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>
第３条～第18条　(略)</td><td>第１条　(略)

(名称及び位置)
第２条　体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

<table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr><tr><td>島松体育館</td><td>恵庭市南島松389番地３</td></tr><tr><td>福住屋内運動広場</td><td>恵庭市福住町１丁目21番24</td></tr><tr><td colspan="2">(略)</td></tr></table>
第３条～第18条　(略)</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>
別表(第7条関係)
(1)　屋内体育施設
ア・イ　(略)
ウ　駒場体育館
<table>
<tr><th colspan="3" rowspan="2">使用区分</th><th colspan="4">使用料</th></tr>
<tr><th>市内在住者</th><th>市内在住者以外の者</th><th>営利目的(アマチュアスポーツ)</th><th>営利目的(その他の催物に使用する場合)</th></tr>
<tr><td rowspan="3">専用使用</td><td rowspan="3">アリーナ</td><td>全面</td><td rowspan="3">1,000円</td><td rowspan="3">2,000円</td><td>8,400円</td><td>1万6,800円</td></tr>
<tr><td>2分の1</td><td>4,200円</td><td>8,400円</td></tr>
<tr><td>3分の1</td><td>2,800円</td><td>5,600円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人使用</td><td colspan="2">高校生</td><td>1回100円</td><td>1回200円</td><td colspan="2" rowspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一般</td><td>1回200円</td><td>1回400円</td></tr>
<tr><td colspan="2">65歳以上の者</td><td>1回100円</td><td>1回200円</td></tr>
</table>
エ　福住屋内運動広場
(略)
</td><td>
別表(第7条関係)
(1)　屋内体育施設
ア・イ　(略)
ウ　福住屋内運動広場
(略)
</td></tr>
</table>

現行	改正案
備考　(略) (2)～(6)　(略)	備考　(略) (2)～(6)　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第８号

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成２６年条例第２３号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第６条　(略)	第１条～第６条　(略) (安全計画の策定等) 第６条の２　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対する事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健全育成事業所における安

現行	改正案
	全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4　放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認) 第6条の3　放課後児童健全育成事業者は、利用者の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。
第7条～第9条　(略) (職員) 第10条　(略) 2　(略) 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの でなければな	第7条～第9条　(略) (職員) 第10条　(略) 2　(略) 3　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市若しくは同法第252条の22第1 項の中核市の長が行う研修を修了したもの(放課後児童健全育成事業者が研修計画を定めて、当該研修を採用から2年以内に修了することを予定しているものを含む。)でなければな

現行	改正案
らない。 (1)～(10)　(略) 4・5　(略) 第 11 条・第 12 条　(略)	らない。 (1)～(10)　(略) 4・5　(略) 第 11 条・第 12 条　(略) (業務継続計画の策定等) 第 12 条の 2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3　放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
(衛生管理等) 第 13 条　(略) 2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずる　　よう努めなければならない。 3　(略)	(衛生管理等) 第 13 条　(略) 2　放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3　(略)
第 14 条～第 24 条　(略)	第 14 条～第 24 条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

２　この条例の施行の日から令和６年３月３１日までの間、この条例による改正後の恵庭市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例第６条の２の規定の適用については、同条第１項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第２項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第３項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

議案第９号

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成２６年条例第１５号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
目次 第１章～第５章　(略) 第６章　補則(第 40 条＿＿＿＿) 附則 第１条～第６条　(略)	目次 第１章～第５章　(略) 第６章　雑則(第 40 条・第 41 条) 附則 第１条～第６条　(略) (安全計画の策定等) 第６条の２　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関

現行	改正案
	する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2　家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 3　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4　家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。 (自動車を運行する場合の所在の確認) 第６条の３　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。 2　家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業所を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。
第７条・第８条　(略)	第７条・第８条　(略)

現行	改正案
(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第9条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。	(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準) 第9条　家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う保育に支障がない場合に限り、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。
第10条・第11条　(略)	第10条・第11条　(略)
(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第12条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	第12条　削除
(衛生管理等) 第13条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 3～5　(略)	(衛生管理等) 第13条　家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。 2　家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。 3～5　(略)
第14条～第39条　(略)	第14条～第39条　(略)

現行	改正案
第40条　(略)	(電磁的記録) 第40条　家庭的保育事業者等及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 第41条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。ただし、第１２条及び第４０条の改正は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2　この条例による改正後の恵庭市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等を定める条例第６条の３第２項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和６年３月３１日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

議案第１０号

恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部改正について

恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例の一部を改正する条例

恵庭市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準等に関する条例（平成２６年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
目次 第１章～第３章　(略) 第４章　補則(第53条・第54条) 附則	目次 第１章～第３章　(略) 第４章　雑則(第53条―第55条) 附則
第１条～第25条　(略)	第１条～第25条　(略)
(懲戒に係る権限の濫用禁止) 第26条　特定教育・保育施設(幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。)の長である特定教育・保育施設の管理者	第26条　削除

現行	改正案
は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。 第27条～第53条　(略)	第27条～第53条　(略) (電磁的記録等) 第54条　特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。 2　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供すること

現行	改正案
	ができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。 (1)　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの ア　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法 イ　特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法） (2)　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 3　前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。 4　特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならな

現行	改正案
	い。 (1)　第 2 項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの (2)　ファイルへの記録の方式 5　前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第 2 項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。 6　第 2 項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第 2 項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第 4 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 4 項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第 3 項中「前項各号」とあるのは「第 6 項において準用する前項各号」と、第 4 項中「第 2 項」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第 1 号中「第 2 項各号」とあるのは「第 6 項において準用する第 2 項各号」と、第 5 項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第 2 項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条

現行	改正案
第54条　(略)	例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。 第55条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１１号

恵庭市花と緑の記念日を定める条例の制定について

恵庭市花と緑の記念日を定める条例を次のとおり制定することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市花と緑の記念日を定める条例

花と緑は、私たちの暮らしに潤いと安らぎをもたらしてくれます。

私たちの住む恵庭市では、長年にわたり市民が主役の「花のまちづくり」が進められており、この「花のまちづくり」は、年月をかけてはぐくまれ、令和４年６月２５日から７月２４日まで開催された第３９回全国都市緑化北海道フェア及びその中心的行事として令和４年７月１３日に開催された令和４年度全国都市緑化祭という形で実を結びました。

私たちは、花を愛し、花と緑が持つ力を信じ、これまで長年にわたって「花のまちづくり」をつないでくれた先人たちの偉業を改めて認識するとともに、これからも恵庭市民がひとつとなって「花のまちづくり」を育て、継承していくことを誓うシンボルとして、ここに恵庭市花と緑の記念日を定める条例を制定します。

（目的）

第１条　この条例は、恵庭市花と緑の記念日（以下「記念日」という。）を定めることを目的とする。

（記念日）

第２条　毎年、７月１３日を記念日とする。

（取組の実施）

第３条　市長は、記念日にふさわしい取組を市民と共に実施するものとする。

（補則）

第４条　前３条に定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、市長が規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１２号

恵庭市道路占用料徴収条例の一部改正について

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

恵庭市道路占用料徴収条例（昭和５３年条例第２９号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th colspan="4">現行</th><th colspan="4">改正案</th></tr>
<tr><td colspan="4">第１条～第６条　(略)

別表(第２条関係)
道路占用料金表</td><td colspan="4">第１条～第６条　(略)

別表(第２条関係)
道路占用料金表</td></tr>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">占用物件</th><th colspan="2">占用料</th><th colspan="2" rowspan="2">占用物件</th><th colspan="2">占用料</th></tr>
<tr><th>単位</th><th>料金</th><th>単位</th><th>料金</th></tr>
<tr><td rowspan="8">法第32条第1項1号に掲</td><td>第１種電柱</td><td rowspan="7">１本につき1年</td><td>420円</td><td rowspan="8">法第32条第1項1号に掲</td><td>第１種電柱</td><td rowspan="7">１本につき1年</td><td>480円</td></tr>
<tr><td>第２種電柱</td><td>650円</td><td>第２種電柱</td><td>730円</td></tr>
<tr><td>第３種電柱</td><td>880円</td><td>第３種電柱</td><td>990円</td></tr>
<tr><td>第１種電話柱</td><td>380円</td><td>第１種電話柱</td><td>430円</td></tr>
<tr><td>第２種電話柱</td><td>610円</td><td>第２種電話柱</td><td>680円</td></tr>
<tr><td>第３種電話柱</td><td>830円</td><td>第３種電話柱</td><td>940円</td></tr>
<tr><td>その他の柱類</td><td>38円</td><td>その他の柱類</td><td>43円</td></tr>
<tr><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ１メートルにつき１年</td><td>４円</td><td>共架電線その他上空に設ける線類</td><td>長さ１メートルにつき１年</td><td>４円</td></tr>
<tr><td>地下に設ける電線その他の線類</td><td>２円</td><td>地下に設ける電線その他の線類</td><td>３円</td></tr>
</table>

現行				改正案			
げる工作物	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	370 円	げる工作物	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	420 円
	地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	230 円		地下に設ける変圧器	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	260 円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	760 円		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	850 円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		320 円		郵便差出箱及び信書便差出箱		360 円
	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	960 円		広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	870 円
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	760 円		その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	850 円
法第 32 条第 1 項第 2 号に	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	16 円	法第 32 条第 1 項第 2 号に	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	18 円
	外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		23 円		外径が 0.07 メートル以上 0.1 メートル未満のもの		26 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		34 円		外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のもの		38 円
	外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		45 円		外径が 0.15 メートル以上 0.2 メートル未満のもの		51 円

現行				改正案					
掲げる物件	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		68 円	掲げる物件	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの				77 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		91 円		外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの				100 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		160 円		外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの				180 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		230 円		外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの				260 円
	外径が 1 メートル以上のもの		450 円		外径が 1 メートル以上のもの				510 円
				法第 32 条第 1 項第 3 号に掲げる施設	自動運行補助施設	法第 2 条第 2 項第 5 号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	3 円
							その他のもの		9 円
						道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類		1 本につき 1 年	680 円
						その他のもの	上空に設け	占用面積 1 平方メートルにつき 1	430 円

現行					改正案				
								るもの	年
								地下に設けるもの	260円
						その他のもの			850円
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	760円	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	10円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9円
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	96円		その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87円
政令第	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設け	表示面積1平方メー	96円	政令第	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設け	表示面積1平方メー	87円

現行					改正案				
7条第1号に掲げる物件		るもの	トルにつき1月		7条第1号に掲げる物件		るもの	トルにつき1月	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	960円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870円
	標識		1本につき1年	610円		標識		1本につき1年	680円
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	10円		旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9円
		その他のもの	1本につき1月	96円			その他のもの	1本につき1月	87円
	幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	10円		幕(政令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9円

現行					改正案				
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	96円			その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87円
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	960円		アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870円
		その他のもの		480円			その他のもの		430円
政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	760円	政令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年	850円
政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	96円	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき1月	87円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				76円	政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				85円
政令第7条第11号に掲げ	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.019を乗じて得た額	政令第7条第11号に掲げ	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	近傍類似の土地の時価に0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの			近傍類似の土地の時		上空に設けるもの			近傍類似の土地の時

現行				改正案			
る応急仮設建築物			価に0.023を乗じて得た額	る応急仮設建築物			価に0.022を乗じて得た額
	その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額		その他のもの		近傍類似の土地の時価に0.031を乗じて得た額
政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時価に0.033を乗じて得た額	政令第7条第12号に掲げる器具			近傍類似の土地の時価に0.025を乗じて得た額
備考　(略)				備考　(略)			

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

議案第１３号

恵庭市都市公園条例の一部改正について

恵庭市都市公園条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市都市公園条例の一部を改正する条例

恵庭市都市公園条例（昭和４０年条例第８号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>現行</th><th>改正案</th></tr>
<tr><td>第１条～第２条の３　(略)

(行為の制限)
第３条　公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
(1)・(2)　(略)
(3)　興業を行うこと。
(4)　(略)
2～5　(略)

第４条～第30条　(略)

別表１　(略)

別表2(第５条関係)
<table><tr><th>行為</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></table></td><td>第１条～第２条の３　(略)

(行為の制限)
第３条　公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
(1)・(2)　(略)
(3)　興行を行うこと。
(4)　(略)
2～5　(略)

第４条～第30条　(略)

別表１　(略)

別表2(第５条関係)
<table><tr><th>行為</th><th>単位</th><th>使用料</th></tr></table></td></tr>
</table>

現行				改正案			
物品の販売、募金その他これらに類する行為	屋台、露店	1平方メートル 1月につき	410円	物品の販売、募金その他これらに類する行為	屋台、露店	1平方メートル 1月につき	430円
	祭典、歳の市等臨時のもの	1平方メートル 1日につき	190円		祭典、歳の市等臨時のもの	1平方メートル 1日につき	200円
業としての写真の撮影	常時	1台 1月につき	1,600円	業としての写真の撮影	常時	1台 1月につき	1,600円
	臨時	1台 1日につき	190円		臨時	1台 1日につき	300円
業としての映画の撮影		1平方メートル 1日につき	1,500円	業としての映画の撮影		1平方メートル 1日につき	1,600円
興業		1平方メートル 1日につき	90円	興行		1平方メートル 1日につき	100円
競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独占使用するもの		1平方メートル 1日につき	40円	競技会、展示会、その他これらに類する催しもので公園の全部又は一部を独占使用するもの		1平方メートル 1日につき	50円

別表3 (略)

別表4(第14条関係)

占用区分			単位	占用料
法第7条第1号に掲げる施設	電柱	第1種電柱	1本につき1年	420円
		第2種電柱		650円
		第3種電柱		880円
	電話柱	第1種電話柱		380円
		第2種電話柱		610円

別表3 (略)

別表4(第14条関係)

占用区分			単位	占用料
法第7条第1項第1号に掲げる施設	電柱	第1種電柱	1本につき1年	480円
		第2種電柱		730円
		第3種電柱		990円
	電話柱	第1種電話柱		430円
		第2種電話柱		680円

現行					改正案				
			第3種電話柱		830円			第3種電話柱		940円
		その他柱類			38円		その他柱類			43円
		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円		共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	4円
		地下に設ける電線その他の線類			2円		地下に設ける電線その他の線類			3円
		変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	760円		変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	850円
		鉄塔その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	760円		鉄塔その他これに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	850円
	法第7条第2号に掲げる施設	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		16円	法第7条第1項第2号に掲げる施設	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの		18円
			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		23円			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		26円
			外径が0.1メートル以上0.15		34円			外径が0.1メートル以上0.15		38円

現行		改正案	
メートル未満のもの		メートル未満のもの	
外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	45円	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	51円
外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	68円	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	77円
外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	91円	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	100円
外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	160円	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	180円
外径が0.7メ	230円	外径が0.7メ	260円

現行					改正案				
		ートル以上1メートル未満のもの					ートル以上1メートル未満のもの		
		外径が1メートル以上のもの		450円			外径が1メートル以上のもの		510円
法第7条第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	760円	法第7条第1項第3号に掲げる施設	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	850円
法第7条第4号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	320円	法第7条第1項第4号に掲げる施設	郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	360円
	公衆電話所			760円		公衆電話所			850円
法第7条第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物		占用面積1平方メートルにつき1月	96円	法第7条第1項第6号に掲げる施設	競技会、集会、展示会、博覧会等のための仮設工作物		占用面積1平方メートルにつき1月	87円
都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」とい	自転車駐車場		占用面積1平方メートルにつき1年	960円	都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「政令」とい	自転車駐車場		占用面積1平方メートルにつき1年	870円
	看板	一時的	占用	96円		看板	一時的	表示	87円

現行					改正案				
う。）第12条第1項に掲げる施設		に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日		う。）第12条第1項に掲げる施設		に設けるもの	面積1平方メートルにつき1日	
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	960円			その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1月	870円
	広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	960円		広告塔		表示面積1平方メートルにつき1年	870円
政令第12条第2項第1号及び第1の3号に掲げる施設	標識		1本につき1年	610円	政令第12条第2項第1号及び第1の3号に掲げる施設	標識		1本につき1年	680円
	環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	760円		環境への負荷の低減に資する発電施設で国土交通省令で定めるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	850円
政令第12条第2項第2号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けられるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	760円	政令第12条第2項第2号に掲げる施設	防火用貯水槽で地下に設けられるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	850円

<table>
<tr><th colspan="4">現行</th><th colspan="4">改正案</th></tr>
<tr><td colspan="4">
<table>
<tr><td>政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設</td><td>橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道</td><td>占用面積1平方メートルにつき1年</td><td>760円</td></tr>
<tr><td>政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設</td><td>工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</td><td>占用面積1平方メートルにつき1月</td><td>96円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他物件、工作物又は施設</td><td colspan="2">市長がその都度定める</td></tr>
</table>
別表5　(略)
</td><td colspan="4">
<table>
<tr><td>政令第12条第2項第3号及び第4号に掲げる施設</td><td>橋並びに道路、鉄道及び軌道で高架のもの又は索道及び鋼索鉄道</td><td>占用面積1平方メートルにつき1年</td><td>850円</td></tr>
<tr><td>政令第12条第2項第7号及び第8号に掲げる施設</td><td>工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料の置場</td><td>占用面積1平方メートルにつき1月</td><td>87円</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他物件、工作物又は施設</td><td colspan="2">市長がその都度定める</td></tr>
</table>
別表5　(略)
</td></tr>
</table>

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この条例による改正後の恵庭市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料について適用し、施行日前の使用の期間に係る使用料又は占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

議案第１４号

恵庭市営住宅条例の一部改正について

恵庭市営住宅条例の一部を次のとおり改正することについて議決を求める。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市営住宅条例の一部を改正する条例

恵庭市営住宅条例（平成９年条例第１８号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第１条～第６条　(略) (入居者資格の特例) 第７条　市営住宅の用途の廃止＿＿により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第１項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 ２　(略) 第８条～第21条　(略) (修繕費用の負担)	第１条～第６条　(略) (入居者資格の特例) 第７条　市営住宅の用途の廃止又は個人若しくは民間事業者が保有する賃貸住宅の全部若しくは一部を市営住宅として借り上げた住宅（以下「既存借上型市営住宅」という。）の借上げに係る契約の終了により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第１項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。 ２　(略) 第８条～第21条　(略) (修繕費用の負担)

現行	改正案
第22条　(略) 2　(略)	第22条　(略) 2　(略) 3　既存借上型市営住宅の修繕費用に関しては、市長が別に定める。
(入居者の費用負担義務) 第23条　(略)	(入居者の費用負担義務) 第23条　(略) 2　前項の規定にかかわらず、既存借上型市営住宅における入居者の費用負担義務に関しては、市長が別に定める。
第24条～第38条　(略)	第24条～第38条　(略)
(住宅の明渡請求) 第39条　市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(6)　(略)	(住宅の明渡請求) 第39条　市長は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対し、当該市営住宅の明渡しを請求することができる。 (1)～(6)　(略) (7)　既存借上型市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
2～4　(略)	2～4　(略)
第40条～第76条　(略)	第40条～第76条　(略)

備考　改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第１５号

令和４年度恵庭市一般会計補正予算（第１０号）

令和４年度恵庭市一般会計補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２，１７３，７５４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ３７，７９５，６４４千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第２条　繰越明許費の追加は、「第二表　繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第３条　債務負担行為の追加は、「第三表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第４条　地方債の変更は、「第四表　地方債補正」による。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第一表　歳入歳出予算補正

歳入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
16. 国庫支出金		7,800,334	200,992	8,001,326
	1. 国庫負担金	4,394,429	27,281	4,421,710
	2. 国庫補助金	3,387,324	173,711	3,561,035
17. 道支出金		2,665,277	30,210	2,695,487
	1. 道負担金	1,692,878	13,640	1,706,518
	2. 道補助金	788,009	16,570	804,579
18. 財産収入		27,332	154,130	181,462
	2. 財産売払収入	7,785	154,130	161,915
19. 寄附金		793,624	1,492,421	2,286,045
	1. 寄附金	793,624	1,492,421	2,286,045
20. 繰入金		3,358,386	71,658	3,430,044
	1. 繰入金	3,358,386	71,658	3,430,044
21. 繰越金		1,208,364	86,843	1,295,207
	1. 繰越金	1,208,364	86,843	1,295,207
23. 市債		1,399,500	137,500	1,537,000
	1. 市債	1,399,500	137,500	1,537,000
歳入	合計	35,621,890	2,173,754	37,795,644

歳出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		8,137,185	1,518,338	9,655,523
	1. 総務管理費	7,918,767	1,518,338	9,437,105
3. 民生費		11,462,446	343,327	11,805,773
	1. 社会福祉費	5,465,843	78,485	5,544,328
	2. 児童福祉費	4,405,684	264,842	4,670,526
4. 衛生費		2,266,664	25,642	2,292,306
	1. 保健衛生費	570,648	8,052	578,700
	2. 保健体育費	255,218	17,590	272,808
6. 農林水産業費		446,063	40,432	486,495
	1. 農林費	446,063	40,432	486,495
8. 土木費		3,988,581	77,187	4,065,768
	5. 住宅費	420,762	77,187	497,949
10. 教育費		1,939,105	168,828	2,107,933

	1. 教育総務費	518,163	13,492	531,655
	2. 小学校費	591,777	142,231	734,008
	3. 中学校費	230,310	2,877	233,187
	4. 社会教育費	598,855	10,228	609,083
歳出合計		35,621,890	2,173,754	37,795,644

第二表　繰越明許費補正

（追　加）　　（単位　千円）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	2 OA化推進事業費	2,530
2 総務費	1 総務管理費	4-16 えにわワクワク商品券事業費	106,293
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	1 一般事務費	5,280
3 民生費	2 児童福祉費	19 出産・子育て応援事業費	85,766
4 衛生費	1 保健衛生費	7 恵浄殿改修事業費	11,814
8 土木費	5 住宅費	2 住宅長寿命化改修事業費	77,187
10 教育費	2 小学校費	3 和光小学校講堂トイレ改修事業費	24,310
10 教育費	2 小学校費	7 恵庭小学校設備等改修事業費	27,852
10 教育費	2 小学校費	8 恵庭小学校エレベーター新設事業費	85,445

第　三　表　　債　務　負　担　行　為　補　正

（追　加）　　（単位　千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
令和４年度インボイス制度対応システム改修委託	令和４年度～５年度	2,090
令和４年度地方道路等整備事業	令和４年度～５年度	60,376
令和４年度恵庭ふるさと公園管理棟改修事業	令和４年度～５年度	3,003
令和４年度バリアフリー特定施設（公園）整備事業	令和４年度～５年度	3,707
令和４年度恵央団地６号棟建設事業	令和４年度～５年度	35,816
令和４年度小中学校複合機整備事業	令和４年度～１０年度	58,452

第四表　地方債補正

（変　更）　　（単位　千円）

起債の目的	補正前の限度額	補正後の限度額
市営住宅整備事業債	227,800	274,000
学校教育施設整備事業債	23,700	115,000

令和　４年度恵庭市一般会計補正予算（第１０号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
16. 国庫支出金	7,800,334	200,992	8,001,326
17. 道支出金	2,665,277	30,210	2,695,487
18. 財産収入	27,332	154,130	181,462
19. 寄附金	793,624	1,492,421	2,286,045
20. 繰入金	3,358,386	71,658	3,430,044
21. 繰越金	1,208,364	86,843	1,295,207
23. 市債	1,399,500	137,500	1,537,000
歳入合計	35,621,890	2,173,754	37,795,644

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2. 総務費	8,137,185	1,518,338	9,655,523	70,724	0	0	1,427,834	19,780
3. 民生費	11,462,446	343,327	11,805,773	86,457	27,933	0	200,997	27,940
4. 衛生費	2,266,664	25,642	2,292,306	0	0	0	25,365	277
6. 農林水産業費	446,063	40,432	486,495	0	2,277	0	38,155	0
8. 土木費	3,988,581	77,187	4,065,768	30,875	0	46,200	0	112
10. 教育費	1,939,105	168,828	2,107,933	12,936	0	91,300	58,788	5,804
歳出合計	35,621,890	2,173,754	37,795,644	200,992	30,210	137,500	1,751,139	53,913

2．歳　入

（款）　16 国庫支出金

（項）　1 国庫負担金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 民生費負担金	4,089,947	27,281	4,117,228	3 障がい者福祉費負担金	27,281	自立支援給付費 27,281
計	4,394,429	27,281	4,421,710			

（項）　2 国庫補助金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
2 民生費国庫補助金	166,184	59,176	225,360	1 民生費補助金	59,176	出産・子育て応援事業費 59,176
4 土木費国庫補助金	697,061	30,875	727,936	3 公営住宅費補助金	30,875	公営住宅等ストック総合改善事業費 30,875
5 教育費国庫補助金	137,948	12,936	150,884	1 小学校費補助金	12,936	和光小学校講堂トイレ改修事業費 3,294 恵庭小学校エレベーター新設事業費 9,642
8 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	527,851	70,724	598,575	1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	70,724	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金） 70,724
計	3,387,324	173,711	3,561,035			

（款）　17 道支出金

（項）　1 道負担金

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 民生費負担金	1,692,242	13,640	1,705,882	4 障がい者福祉費負担金	13,640	自立支援給付費 13,640
計	1,692,878	13,640	1,706,518			

（項） 2 道補助金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
2 民生費補助金	446,857	14,293	461,150	1 社会福祉費補助金	14,293	出産・子育て応援事業費	14,293
4 農林水産業費補助金	252,267	2,277	254,544	1 農業費補助金	2,277	基幹水利施設管理事業費（揚水機場）	2,277
計	788,009	16,570	804,579				

（款） 18 財産収入

（項） 2 財産売払収入

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 不動産売払収入	6,111	154,130	160,241	1 不動産売払収入	154,130	市有地処分収入（管財・契約課）	154,130
計	7,785	154,130	161,915				

（款） 19 寄附金

（項） 1 寄附金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 寄附金	793,624	1,492,421	2,286,045	1 寄附金	1,492,421	スポーツ振興基金寄附	17,590
						子育て基金寄附	177,076
						子どもの読書活動を支える寄附	285
						社会福祉事業推進基金寄附	23,921
						青少年・文化振興基金寄附	10,228
						まちづくり推進基金寄附	1,211,674
						高等学校等入学準備金基金寄附	13,492
						農業振興基金寄附	38,155
計	793,624	1,492,421	2,286,045				

（款） 20 繰入金

（項） 1 繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 基金繰入金	3,340,802	71,658	3,412,460	1 財政調整基金繰入金	△32,930	財政調整基金繰入金	△32,930
				2 公共施設等管理保全基金繰入金	7,775	公共施設等管理保全基金繰入金	7,775
				3 まちづくり推進基金繰入金	96,813	まちづくり推進基金繰入金	96,813
計	3,358,386	71,658	3,430,044				

（款） 21 繰越金

（項） 1 繰越金

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
1 繰越金	1,208,364	86,843	1,295,207	1 繰越金	86,843	繰越金	86,843
計	1,208,364	86,843	1,295,207				

（款） 23 市債

（項） 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節 区分	節 金額	説明	
	千円	千円	千円		千円		千円
5 土木債	818,000	46,200	864,200	1 土木債	46,200	市営住宅改修事業債	46,200
7 教育債	51,000	91,300	142,300	1 教育債	91,300	和光小学校講堂トイレ改修事業債	15,600
						恵庭小学校エレベーター新設事業債	75,700
計	1,399,500	137,500	1,537,000				

３．歳　出

（款）　2 総務費

（項）　1 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
10企画費	1,596,777	62,030	1,658,807			62,030 繰入金		7報償費	39,000	５．ふるさと納税事業費	(62,030)
										報償費	39,000
								11役務費	4,802	役務費	4,802
										手数料	4,802
								13使用料及び賃借料	18,228	使用料及び賃借料	18,228
12財産管理費	119,236	154,130	273,366			154,130 財産収入		24積立金	154,130	５．公共施設等管理保全基金積立金	(154,130)
										積立金	154,130
15まちづくり推進基金費	1,176,504	1,211,674	2,388,178			1,211,674 寄附金		24積立金	1,211,674	１．まちづくり推進基金積立金	(1,211,674)
										積立金	1,211,674
17諸費	3,019,885	90,504	3,110,389	70,724 国			19,780	22償還金利子及び割引料	90,504	１．過年度過誤納還付金	(90,504)
										償還金利子及び割引料	90,504
										１－１２．過年度過誤納還付金（ワクチン接種対策室）	(90,504)
										償還金利子及び割引料	90,504
										４．新型コロナウイルス対策事業費	
										４－１６．えにわワクワク商品券事業費	
計	5,912,402	1,518,338	7,430,740	70,724		1,427,834	19,780				

（款） 3 民生費

（項） 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1社会福祉総務費	164,308	23,921	188,229			23,921 寄附金		24積立金	23,921	9．社会福祉事業推進基金積立金	(23,921)
										積立金	23,921
3障がい者福祉費	2,285,131	54,564	2,339,695	40,921 国 27,281 道 13,640			13,643	19扶助費	54,564	4．自立支援給付費	(54,564)
										扶助費	54,564
										4－1．障がい者給付費	(54,564)
										扶助費	54,564
										居宅介護費	2,609
										重度訪問介護費	10,380
										行動援護費	761
										同行援護費	1,965
										療養介護費	△8,714
										生活介護費	△8,465
										短期入所費	△504
										施設入所支援費	1,284
										共同生活援助費	55,959
										宿泊型自立訓練費	△9,068
										自立訓練費（機能訓練）	542
										自立訓練費（生活訓練）	△4,938
										就労移行支援費	8,422
										就労継続支援費A型	12,403
										就労継続支援費B型	△12,229
										計画相談支援費	5,168
										地域移行支援費	△549
										地域定着支援費	△564
										高額障害福祉サービス費	3
										高額障害福祉サービス（基準該当）費	221
										自立生活援助費	△374
										就労定着支援費	252
計	2,449,439	78,485	2,527,924	40,921		23,921	13,643				

（項） 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
4子育て支援推進費	3,047,236	264,842	3,312,078	73,469		177,076	14,297	10需用費	256	１６．子育て基金積立金 (177,076)
				国		寄附金				積立金 177,076
				59,176				11役務費	510	１９．出産・子育て応援事業費 (87,766)
				道						需用費 256
				14,293				12委託料	2,000	消耗品費 212
										印刷製本費 44
								18負担金補助及び交付金	85,000	役務費 510
										通信運搬費 323
								24積立金	177,076	手数料 187
										委託料 2,000
										システム改修委託
										負担金補助及び交付金 85,000
										出産・子育て応援給付金 85,000
計	3,047,236	264,842	3,312,078	73,469		177,076	14,297			

（款） 4 衛生費

（項） 1 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
3環境衛生費	155,761	8,052	163,813			7,775	277	14工事請負費	7,775	１．火葬場管理費 (277)
						繰入金				負担金補助及び交付金 277
								18負担金補助及び交付金	277	市外火葬場利用助成金 277
										７．恵浄殿改修事業費 (7,775)
										工事請負費 7,775
計	155,761	8,052	163,813			7,775	277			

（項） 2 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1運動スポーツ振興費	51,392	17,590	68,982			17,590 寄附金		24積立金	17,590	6．スポーツ振興基金積立金 (17,590) 積立金 17,590
計	51,392	17,590	68,982			17,590				

（款） 6 農林水産業費

（項） 1 農林費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
3農業振興費	208,740	38,155	246,895			38,155 寄附金		24積立金	38,155	7．農業振興基金積立金 (38,155) 積立金 38,155
5土地改良費	188,915	2,277	191,192	2,277 道				18負担金補助及び交付金	2,277	8．国営造成施設(揚水機場)管理事業費 (2,277) 負担金補助及び交付金 2,277 省エネルギー化推進事業交付金 2,277
計	397,655	40,432	438,087	2,277		38,155				

（款） 8 土木費

（項） 5 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1住宅管理費	116,868	77,187	194,055	30,875 国	46,200		112	14工事請負費	77,187	2．住宅長寿命化改修事業費 (77,187) 工事請負費 77,187
計	116,868	77,187	194,055	30,875	46,200		112			

（款） 10 教育費

（項） 1 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1教育委員会費	99,348	13,492	112,840			13,492 寄附金		24積立金	13,492	8．高等学校等入学準備金基金積立金 (13,492) 積立金 13,492
計	99,348	13,492	112,840			13,492				

（項） 2 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳 特定財源 国道支出金	地方債	その他	一般財源	節 区分	金額	説明
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1学校管理費	326,947	4,624	331,571			4,399 寄附金 225 繰入金 4,174	225	10需用費	450	1．学校管理費 (4,174) 備品購入費 4,174
								17備品購入費	4,174	2．学校図書館費 (450) 需用費 450 消耗品費 450
3学校整備費	152,102	137,607	289,709	12,936 国	91,300	27,852 繰入金	5,519	11役務費	206	3．和光小学校講堂トイレ改修事業費 (24,310) 委託料 638
								12委託料	2,035	監理委託 工事請負費 23,672
								14工事請負費	135,366	7．恵庭小学校設備等改修事業費 (27,852) 工事請負費 27,852
										8．恵庭小学校エレベーター新設事業費 (85,445) 役務費 206 手数料 206 委託料 1,397 監理委託 工事請負費 83,842
計	479,049	142,231	621,280	12,936	91,300	32,251	5,744			

（項） 3 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
1学校管理費	106,827	2,877	109,704			2,817	60	10需用費	120	1．学校管理費	(2,757)
						寄附金				備品購入費	2,757
						60		17備品購入費	2,757	2．学校図書館費	(120)
						繰入金				需用費	120
						2,757				消耗品費	120
計	106,827	2,877	109,704			2,817	60				

（項） 4 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国道支出金	地方債	その他					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円		千円
2青少年女性等教育費	24,538	10,228	34,766			10,228		24積立金	10,228	8．青少年・文化振興基金積立金	(10,228)
						寄附金				積立金	10,228
計	24,538	10,228	34,766			10,228					

説 明 資 料
（一般会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
2 総務費	1 総務管理費	10 企画費	5 ふるさと納税事業費	62,030				62,030		ふるさと納税事業費の増額
2 総務費	1 総務管理費	12 財産管理費	5 公共施設等管理保全基金積立金	154,130				154,130		市有地売払収入積立
2 総務費	1 総務管理費	15 まちづくり推進基金費	1 まちづくり推進基金積立金	1,211,674				1,211,674		えにわ・花子さん愛情寄附積立 37,703件 ふるさと納税事業経費積立 64,533件
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	1-12 過年度過誤納還付金（ワクチン接種対策室）	90,504					90,504	令和3年度新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の返還金
2 総務費	1 総務管理費	17 諸費	4-16 えにわワクワク商品券事業費	0	70,724				△ 70,724	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付に伴う財源内訳の変更 （一般財源：財政調整基金繰入金△70,724千円）
3 民生費	1 社会福祉費	1 社会福祉総務費	9 社会福祉事業推進基金積立金	23,921				23,921		えにわ・花子さん愛情寄附積立 2,317件
3 民生費	1 社会福祉費	3 障がい者福祉費	4-1 障がい者給付費	54,564	27,281	13,640			13,643	自立支援給付費のうち障がい者給付費の増額
3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	16 子育て基金積立金	177,076				177,076		えにわ・花子さん愛情寄附積立 16,966件
3 民生費	2 児童福祉費	4 子育て支援推進費	19 出産・子育て応援事業費	87,766	59,176	14,293			14,297	出産・子育て応援給付金の支給
4 衛生費	1 保健衛生費	3 環境衛生費	1 火葬場管理費	277					277	火葬炉の故障修繕に伴う市外火葬場利用助成金の増額
4 衛生費	1 保健衛生費	3 環境衛生費	7 恵浄殿改修事業費	7,775				7,775		火葬炉修繕の実施
4 衛生費	2 保健体育費	1 運動スポーツ振興費	6 スポーツ振興基金積立金	17,590				17,590		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,676件
6 農林水産業費	1 農林費	3 農業振興費	7 農業振興基金積立金	38,155				38,155		えにわ・花子さん愛情寄附積立 3,618件
6 農林水産業費	1 農林費	5 土地改良費	8 国営造成施設（揚水機場）管理事業費	2,277		2,277				揚水機場省エネルギー化推進に係る交付金

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
8 土木費	5 住宅費	1 住宅管理費	2 住宅長寿命化改修事業費	77,187	30,875		46,200		112	国庫補助の追加採択による事業促進
10 教育費	1 教育総務費	1 教育委員会費	8 高等学校等入学準備金基金積立金	13,492				13,492		えにわ・花子さん愛情寄附積立 1,292件
10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	1 学校管理費	4,174				4,174		防犯カメラの設置による増額
10 教育費	2 小学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	450				225	225	子どもの読書活動を支える寄附制度による小学校図書の購入 5件
10 教育費	2 小学校費	3 学校整備費	3 和光小学校講堂トイレ改修事業費	24,310	3,294		15,600		5,416	国庫補助の追加採択による事業促進
10 教育費	2 小学校費	3 学校整備費	7 恵庭小学校設備等改修事業費	27,852				27,852		関連工事の国庫補助採択による事業促進
10 教育費	2 小学校費	3 学校整備費	8 恵庭小学校エレベーター新設事業費	85,445	9,642		75,700		103	国庫補助の追加採択による事業促進
10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	1 学校管理費	2,757				2,757		防犯カメラの設置による増額
10 教育費	3 中学校費	1 学校管理費	2 学校図書館費	120				60	60	子どもの読書活動を支える寄附制度による中学校図書の購入 2件
10 教育費	4 社会教育費	2 青少年女性等教育費	8 青少年・文化振興基金積立金	10,228				10,228		えにわ・花子さん愛情寄附積立 970件
合計				2,173,754	200,992	30,210	137,500	1,751,139	53,913	一般財源の内訳 財政調整基金繰入金 △32,930 繰越金 86,843

議案第１６号

令和４年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和４年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，９１３，６９８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 財産収入		0	4	4
	1. 財産運用収入	0	4	4
歳入	合計	6,913,694	4	6,913,698

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金		0	4	4
	1. 基金積立金	0	4	4
歳出	合計	6,913,694	4	6,913,698

令和　４年度恵庭市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6. 財産収入	0	4	4
歳入合計	6,913,694	4	6,913,698

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
9. 基金積立金	0	4	4	0	0	0	4	0
歳出合計	6,913,694	4	6,913,698	0	0	0	4	0

2．歳　入

（款）　6 財産収入

（項）　1 財産運用収入

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 利子及び配当金	0	4	4	1 利　子　収　入	4	国民健康保険支払準備基金利子　4
計	0	4	4			

3．歳　出

（款）　9 基金積立金

（項）　1 基金積立金

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国道支出金	地　方　債	そ　の　他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1国民健康保険支払準備基金積立金	0	4	4			4 財産収入		24積　立　金	4	1．国民健康保険支払準備基金積立金　(4) 積立金　4
計	0	4	4			4				

説 明 資 料

（国民健康保険特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
9 基金積立金	1 基金積立金	1 国民健康保険支払準備基金積立金	1 国民健康保険支払準備基金積立金	4				4		基金利子の積立
合計				4	0	0	0	4	0	

議案第１７号

令和４年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

令和４年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ５７８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ７０，８５３千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第一表　歳入歳出予算補正」による。

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

第 一 表　歳入歳出予算補正

歳　入　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 諸　収　入		1,615	578	2,193
	1. 雑　入	1,615	578	2,193
歳　入	合　計	70,275	578	70,853

歳　出　　千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 土地区画整理事業費		1,645	578	2,223
	1. 事　業　費	1,645	578	2,223
歳　出	合　計	70,275	578	70,853

令和　４年度恵庭市土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１ 総　括

（歳　入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2.　諸　収　入	1,615	578	2,193
歳　入　合　計	70,275	578	70,853

（歳　出）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国支出金	道支出金	地方債	その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
1.土地区画整理事業費	1,645	578	2,223	0	0	0	578	0
歳　出　合　計	70,275	578	70,853	0	0	0	578	0

2．歳　入

（款）　2 諸収入

（項）　1 雑入

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　　額	
	千円	千円	千円		千円	千円
1 雑　　入	1,615	578	2,193	1 雑　　入	578	清算金（一般地権者分） 578
計	1,615	578	2,193			

3．歳　出

（款）　1 土地区画整理事業費

（項）　1 事業費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　　明
				特定財源			一般財源	区　　分	金　　額	
				国道支出金	地方債	その他				
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		千円	千円
1恵庭駅西口土地区画整理事業費	1,645	578	2,223			578 諸収入		27繰　出　金	578	1．恵庭駅西口土地区画整理事業費 (578) 繰出金 578
計	1,645	578	2,223			578				

説 明 資 料

（土地区画整理事業特別会計）

（千円）

款	項	目	経費名	補正額	補正額の財源内訳					説明
					国庫支出金	道支出金	地方債	その他	一般財源	
1 土地区画整理事業費	1 事業費	1 恵庭駅西口土地区画整理事業費	1 恵庭駅西口土地区画整理事業費	578				578		地権者清算金の繰上納付に伴う一般会計繰出金の増
合計				578	0	0	0	578	0	

議案第１８号

令和４年度恵庭市水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和４年度恵庭市水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　令和４年度恵庭市水道事業会計予算第５条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額に次のとおり追加する。

事　　項	期　　間	限　度　額
令和４年度水道施設整備事業	令和４年度～令和５年度	８６，１３０千円

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕

議案第１９号

令和４年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第２号）

（総則）

第１条　令和４年度恵庭市下水道事業会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の限度額を、次のとおり変更する。

事　　項	補　正　前		補　正　後	
	期　　間	限　度　額	期　　間	限　度　額
令和４年度公共下水道整備事業	令和５年度	千円 ２７５，０００	令和４年度 ～令和５年度	千円 ２８４，６００

令和５年２月１６日提出

恵庭市長　原　田　　裕